

事業者の皆様へ



火災予防の手続には

電子申請 が便利です



電子申請のメリット

いつでも

24時間365日、時間を問わず申請が可能です。

どこでも

パソコン・タブレットから、場所を問わず申請が可能です。

コスト削減

申請、届出用紙の用紙が不要になります。
移動時間、待ち時間が不要になり、交通費や人件費の削減になります。

申請可能な手続

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ① 消防計画作成（変更）届出 | ⑥ 自衛消防組織設置（変更）届出 |
| ② 防火・防災管理者選任（解任）届出 | ⑦ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出 |
| ③ 全体についての消防計画作成（変更）届出 | ⑧ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告 |
| ④ 防火対象物点検結果報告 | ⑨ 工事整備対象設備等着工届出 |
| ⑤ 統括防火・防災管理者選任（解任）届出 | ⑩ 防災管理点検結果報告 |

申請可能な手続きは、随時追加予定です。

ホームページから申請

<https://www.city.shima.mie.jp/shobo/>

志摩市消防本部HP
QRコードはこちら



お問い合わせ先

志摩市消防本部 予防課

TEL：0599-43-2406（直通） 平日8：30～17：00